

第5章 重点施策

重点施策1 相談支援体制の充実

現状と課題

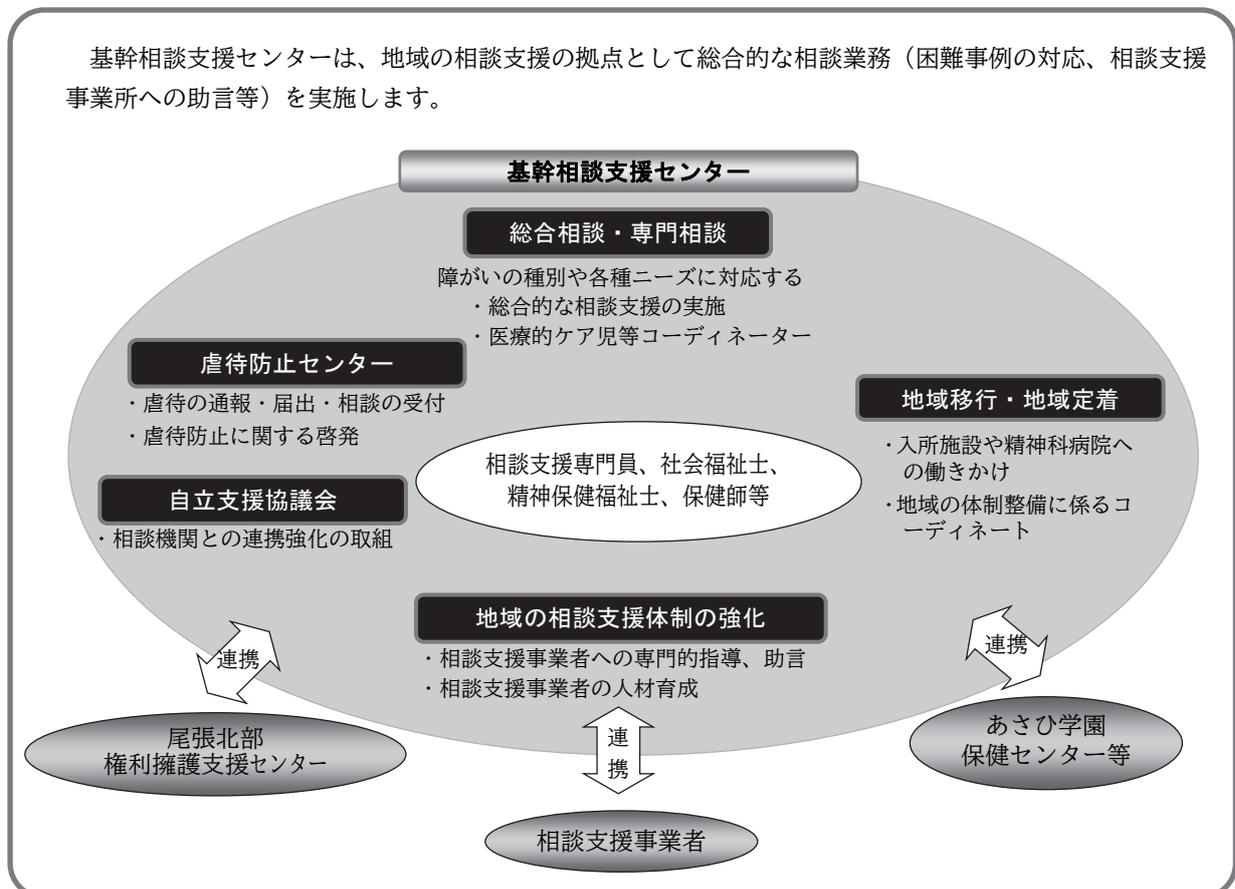
複合化、複雑化している相談に対応していくためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実に努める必要があります。

また、相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められています。

取り組み

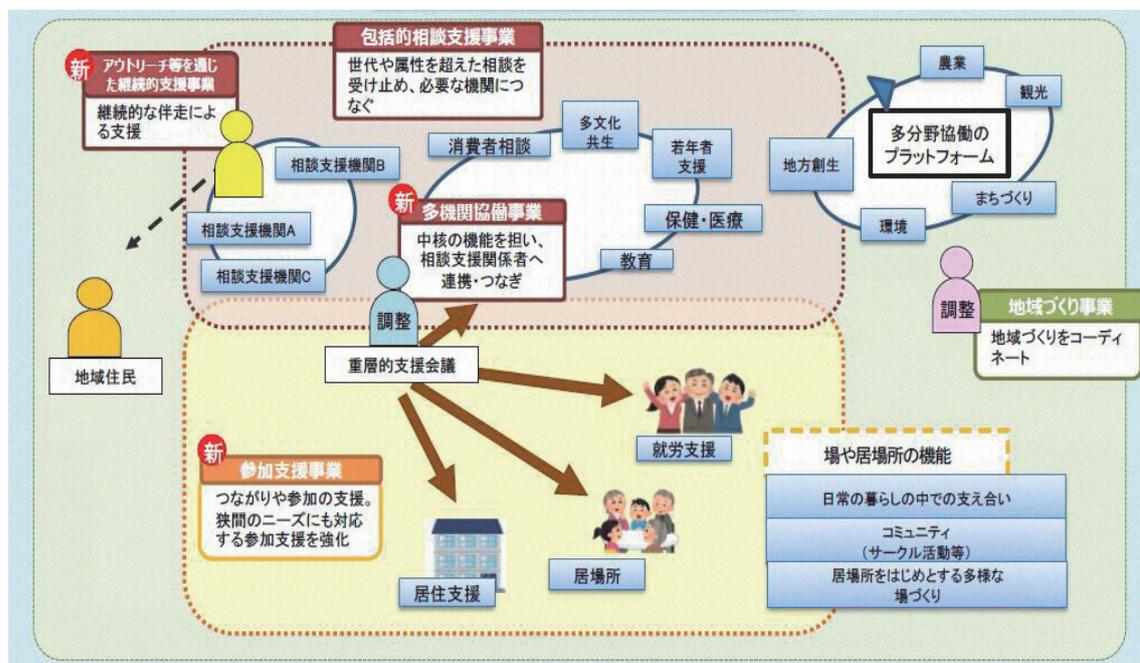
○サービスが多様化し、複雑化する相談に対応できるように、小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援の強化を図ります。

図表5-1 基幹相談支援センターの役割のイメージ



- 相談支援を必要とする障がい者（児）に支援が行き届き、セルフプラン率の適正化が図られるよう、指定特定相談支援事業所の体制整備を促進します。
- 小牧市障がい者基幹相談支援センターにおいて、障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、市内の相談支援体制の充実を図ります。
- 市社会福祉協議会のふれあい総合相談支援センターを中心として市内6か所の事業所において一般相談支援を行います。
- 65歳以上の高齢者に関する相談については地域包括支援センターと連携を図ります。
- 地域共生社会の実現を目指し、障がい者だけでなく、子ども、高齢者等を含めた包括的な支援体制の構築を目指し、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業、参加支援事業、地域づくり事業について、関連部署と連携して実施に向けた検討を進めます。多機関協働事業は、制度のはぎまの相談者、複雑化・複合化したケースについて関係機関が連携し、対応できる体制づくりを行います。また、参加支援事業は支援が届きにくい対象者へのアウトリーチ事業や地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりの支援を行うもので、地域づくり事業は世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくるものです。

図表5-2 重層的支援体制整備事業



指 標

| 指 標 | 基準値 (R 4) | 目指す方向性 (R11) |
|-------------------------|--------------|-----------------|
| 相談員などによるサービス利用計画の作成割合 | 60.7% | ↗ |
| 市内相談支援事業所における相談支援専門員の人数 | 25人 | ↗ |

重点施策2 地域生活支援拠点の機能強化

現状と課題

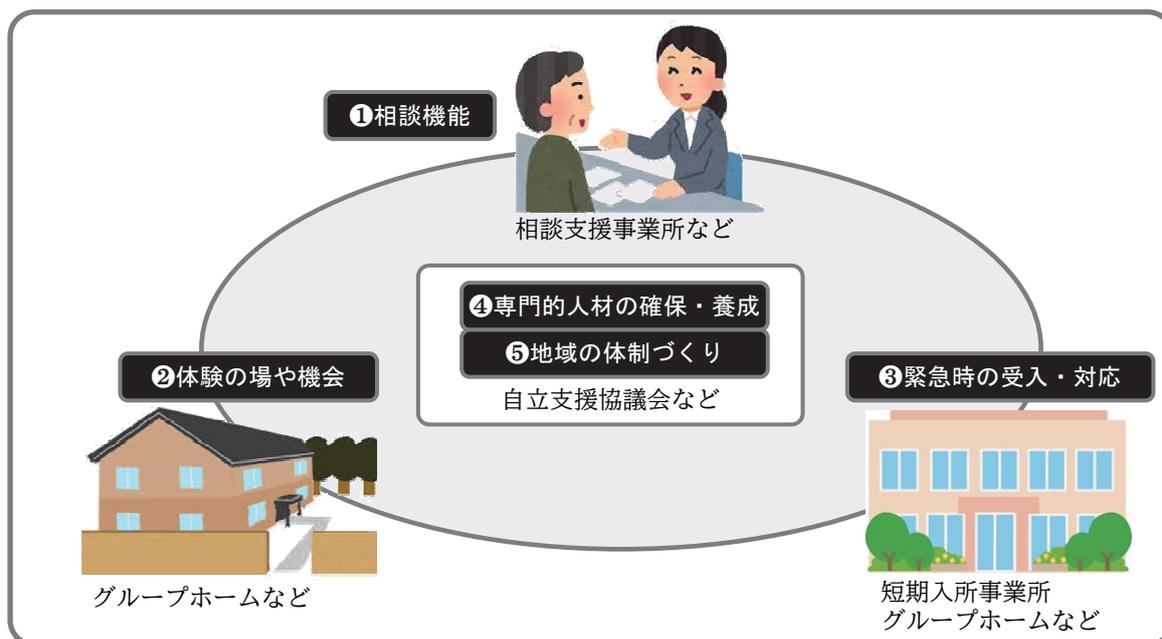
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備が求められています。

求められる機能としては、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談機能、②体験の場や機会、③緊急時の受入・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つがあげられています。本市においては、面的整備を行いました。②体験の場や機会、③緊急時の受入・対応、の高いニーズに応えるため、更なる体制の強化を図っていく必要があります。

取り組み

- 本市においては、複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備（面的整備）を実施しており、各機能の強化を目指します。
- 緊急時の受け入れについては、市内の入所施設と連携しながら、受け入れ体制の構築を図っています。今後は、グループホームとも連携し、空き部屋を活用した緊急時の受入態勢の構築ならびに体験の場の確保を図り、障害種別等に関わらず、いつでも受け入れることができるよう体制の強化を図ります。

図表5-3 地域生活支援拠点のイメージ図



図表5-4 地域生活支援拠点の機能別状況

| 機能 | 現状（主なもの） |
|--------------|--|
| ①相談機能 | 市内6事業所へ相談支援事業を委託し、相談体制を整えています。 |
| ②体験の場や機会 | グループホーム等を活用することにより、体験の機会・場を提供しています。 |
| ③緊急時の受入・対応 | 施設と市において委託契約を結び、緊急時の受け入れを行っています。 |
| ④専門的人材の確保・養成 | 小牧市障害者自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図っています。 |
| ⑤地域の体制づくり | 小牧市障害者自立支援協議会および各連絡会において、地域の課題の抽出と体制づくりについて検討しています。 |

- 障がい者に適切な地域生活支援拠点の調整をする地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討します。
- 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、相談支援専門員の人材育成の支援、関係機関とのネットワークの構築を図ることにより相談支援体制の強化に努めます。
- グループホームの事業所運営の安定化を図る観点から、小牧市障害者共同生活援助事業費補助金など、継続して助成を行います。
- 市内の入所施設やグループホームと連携を図ることにより、緊急時の受け入れ体制の充実を図ります。
- 小牧市障害者自立支援協議会において、各種研修会を実施することで、専門的人材の確保・育成に努めます。
- 小牧市障害者自立支援協議会において、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討を進めます。

指 標

| 指 標 | 基準値 (R4) | 目指す方向性 (R11) |
|-----------------|-------------|-----------------|
| 地域生活支援拠点の評価の実施 | | |
| 福祉施設から地域に移行した人数 | 人 | ↗ |

重点施策3 発達支援・医療的ケア児等支援の充実

現状と課題

発育や発達に不安のある児童は増加傾向にあります。障がい児の発達段階に応じて、あさひ学園や児童発達支援、放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用が増加してきており、児童発達支援の更なる充実が求められています。また、子ども・子育て支援、学校教育におけるインクルーシブな保育・教育の充実が求められています。

さらに、障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築が求められています。

様々なニーズに対応し、ライフステージごとに切れ目のない支援が行われるよう、相談体制の充実、関係機関の連携の強化が必要です。

取り組み

(1) 障がい児相談・発達支援の充実

- 障がいのある児童の心身の状況や環境、児童・保護者の意向などを踏まえて適切なサービスが利用できるよう障がい児相談支援の充実を図ります。また、「支援が必要なお子さんのためのガイドブック」を作成し、障がい児支援の利用促進を図ります。
- あさひ学園では、様々な障がい（身体障がい、知的障がい、発達障がい等）のある児童への情報提供や相談支援、発達支援を行います。また、あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。
- 外出が著しく困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援や、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校などに通園・通学している障がい児について、施設を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援については、実施体制の充実を図ります。
- 発育や発達に不安のある児童の保護者に対して、「はじめのいっぽ」を配布し、子育てで支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。また、子育て世代包括支援センターと連携した支援を行っていきます。
- ライフステージごとに切れ目のない支援ができるように、「成長記録ノート」の活用を啓発します。あさひ学園や就園先で支援を必要とする親子には、引き続き成長記録の作成を促し、関係機関との連携が図れるよう努めます。

(2) 医療的ケア児等の支援

- 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。
- 小牧市障がい者基幹相談支援センターに配置した医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に関する情報を集約し、保健・医療・福祉・教育・保育などの必要な関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築に取り組みます。
- 保健・医療・福祉・教育・保育などの関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。
- 小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会に設置した医療的ケア児等ネットワーク部会において、地域における医療的ケア児等の支援体制構築のための課題・取組等について検討していきます。
- 医療的ケア児等の支援の充実を図るため、医療的ケアを実施できる人材の確保、医療的ケア児等を受入れる事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児等とその保護者に対し、市のホームページ等を活用し、継続的な情報提供を行っていきます。
- 医療的ケア児等とその保護者同士がお互いに情報を共有し合えるように、当事者間のつながりを推進します。

指 標

| 指 標 | 基準値 (R4) | 目指す方向性 (R11) |
|-------------------------|-------------|-----------------|
| あさひ学園の利用者数 | 497人 | ↗ |
| 医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数 | 人 | ↗ |